

## 処 分 基 準 整 理 票

処分名	葛川少年自然の家の使用許可の取消し又は使用の停止	
根拠法令名	大津市立少年自然の家管理運営に関する規則(昭和62年教育委員会規則第8号)	(条項) 第6条
基準法令名	大津市立少年自然の家管理運営に関する規則(昭和62年教育委員会規則第8号)	(条項) 第6条
所管部署	大津市教育委員会 葛川少年自然の家 総務・管理グループ	
【処分基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書の名称 【大津市立葛川少年自然の家使用停止基準】</li> <li>・ 掲載図書等 【利用の手引き】</li> <li>・ 内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</li> </ul>	
<p>[施設の使用許可の取消し又は使用の停止基準]</p> <p>施設の使用許可の取消し又は使用の停止は、申請者が大津市立少年自然の家管理運営に関する規則第6条に規定する</p> <p>使用不許可の事由のいずれかに該当した場合を基準とし、同上第3号に規定する「前条第2項各号のいずれか」のうち、同規則第5条第2項)に規定する「その他所長において適当でない」と認めるとき」とは、次の事項に該当する場合をいう。</p> <p>なお、使用停止に当たることがあらかじめ判明したときにあつては、使用の許可を取り消すものとする。</p> <p>(1) 施設の使用許可基準に該当しないおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊をとまなわないもの</li> <li>・ 6人未満で団体として認められないもの</li> <li>・ 成人の引率責任者が定められていないもの</li> <li>・ 宗教活動・政治活動を主な目的とする活動を行うもの</li> <li>・ 営利を目的とする活動を行うもの</li> <li>・ 宿泊のみを目的とし、野外活動を取り入れないもの</li> </ul> <p>(2) 下記の遵守事項を守らないおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。</li> <li>・ 許可範囲の施設・設備以外は使用しないこと。</li> <li>・ 所定の場所以外で飲酒し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。</li> </ul> <p>(3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行なうおそれがある組織の利益になると認められる場合</p> <p>(4) その他管理運営上支障があると所長が認める場合</p>		

参 考

【根拠法令】【基準法令】

大津市立少年自然の家管理運営に関する規則

第5条 所長は、少年自然の家の管理上必要があると認めるときは、前条の使用許可について、必要な条件を付することができる。

2 所長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、少年自然の家の使用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他所長において適当でないと認めるとき。

第6条 所長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、少年自然の家の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。